



取扱い品目の一例

- A**
 - ① 綿菓子、ポップコーン、焼きいも、焼き栗などの食品の調理・加工
 - ② 弁当など容器包装入った既製品（食肉、魚介類、牛乳類を含む）の販売
 - ③ 野菜、果物の販売
- B**

簡易な調理・加工で提供できる食品

 - ① 販売直前に加熱調理をする（生ものは不可）
 - ② 飲み物、氷雪類の小分け・盛付けをする
おでん、うどん（温）、焼きそば、たこ焼き、お好み焼き、フランクフルト、揚げドーナツ、たい焼き、ジュース類、かき氷、アイスクリーム（ディッシャー式）など
- C**

販売直前に加熱調理がない

おこわ、ばら寿司、おにぎり、おはぎ、冷たいうどんなど
- D**

物品販売

缶ジュース、ペットボトル飲料など、常温で長期間保存できる既製品の販売

このフローで判断できない事例については、イベントの規模や開催場所、取り扱う品目等によって個別に判断します。必ず事前に保健所までご相談ください。高松市保健所 生活衛生課 食品衛生係 TEL：839-2865/FAX：839-2879